

重点1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

1-1 多様な自然環境の保全

1 富士山総合保全対策の推進(世界遺産富士山課)

日本の象徴である富士山は、平成25年6月に世界文化遺産に登録されました。この美しい姿と豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことは私たちの責務であり、国民的課題でもあります。

県は、平成8年の富士箱根伊豆国立公園指定60周年を機に、その歴史を踏まえ、新たな時代を展望した富士山保全のための総合的な取り組みに向け、平成10年2月に富士山総合環境保全対策基本方針を策定し、この基本方針に沿って、総合的な保全対策を推進しています。また、富士山の環境保全に取り組むため静岡県との連携が必要であることから、平成10年11月18日に山梨・静岡両県で富士山憲章を制定しました。

富士山憲章は、富士山を美しい姿のまま後世に引き継いでいくことを基本理念とするもので、この理念に基づき、
○自然を守り、文化を育むこと
○自然と人との共生を図ること
○環境保全のために積極的に行動すること
などを行動規範として定めています。

また、県は、2月23日を富士山の日とする「山梨県富士山の日条例」を制定し、平成23年12月22日に公布しました。富士山の日は、日本の象徴である富士山について、県民が、理解と関心を深め、その恵みに感謝し、愛する心を育むとともに、その保護及び適正な利用を図ることにより、富士山の豊かな自然及び美しい景観並びに富士山に関する歴史及び文化を後世に引き継ぐことを期する日です。

令和4年度における富士山の多様な自然環境保全のための事業は、次のとおりです。

富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。

富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、山梨・静岡両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

平成10年11月18日

山梨県富士山の日条例

(目的)

第1条 日本の象徴である富士山について、県民が、理解と関心を深め、その恵みに感謝し、愛する心を育むとともに、その保護及び適正な利用を図ることにより、富士山の豊かな自然及び美しい景観並びに富士山に関する歴史及び文化を後世に引き継ぐことを期する日として、富士山の日を設ける。

(富士山の日)

第2条 富士山の日は、2月23日とする。

(県の責務)

第3条 県は、市町村その他の団体と連携を図りつつ、富士山の日の特徴にのっとり、富士山を後世に引き継ぐための取組を行うものとする。

(県民の協力)

第4条 県民は、前条の取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(1) 環境保全意識の啓発(富士山世界遺産センター)

日本の象徴であり、世界文化遺産にもなった富士山の環境保全意識を高めるため、富士山の日や各種キャンペーンにおいて、富士山憲章や富士山の日制定の趣旨について普及啓発活動を行いました。

○富士山の日関連イベント等の実施

- ・関連イベントの開催
富士山の日趣旨にふさわしいイベントを関連イベントとして募集し、県民等の参加を促しPR
- ・富士山の日周知PR(1月～3月)
県内学校や観光施設等へのポスターの掲示

○各種キャンペーンでの啓発活動

県や(公社)やまなし観光推進機構、地元観光協会等が県内外において実施するキャンペーンの際に啓発グッズ、パンフレット等を配布。

(2) 富士山憲章推進会議(富士山世界遺産センター)

「富士山憲章推進会議」=山梨・静岡両県、国、地元市町村で構成

- ・会議開催(6月10日)
国(環境省、林野庁、国土交通省)、県、市町村等の富士山環境保全対策等について
- ・富士山憲章国道清掃キャンペーン
10月15日国道139号(精進活性化センター付近)において、清掃活動を静岡県と同時開催。富士山憲章入りの啓発物品を参加者へ配布。77名参加。340kgのゴミを回収。

(3) 富士山憲章山梨県推進会議(富士山ボランティアセンター)の活動(富士山世界遺産センター)

「富士山憲章山梨県推進会議」=県、7市町村、2恩賜県有財産保護組合の代表で構成

- ・幹事会開催(5月23日)
令和3年度事業報告および決算、令和4年度事業計画および予算について
- ・環境保全に関する情報の受発信(ニューズレターの発行、メルマガの配信等)
- ・富士山美化啓発キャンペーン(8月10日参加者11名、8月11日参加者11名、8月12日参加者12名)
- ・富士山エコトレッキング(7月30日参加者17名、10月2日参加者16名)
- ・富士山環境学習支援プログラムの実施
富士山世界遺産センターでの「環境学習会」:3件、88名
学校等への「出張講座」:2件、134名
よろず相談等の「その他の支援活動」:3件、95名
- ・第20回「富士さんへ謹賀新年(富士山あて年賀状)」全国募集
応募総数1336点。県内外にて入賞・入選作品展を実施。
- ・富士山レンジャー写真展を県内外12箇所にて実施

(4) 富士山レンジャーの設置(富士山世界遺産センター)

富士山北麓地域における自然保護と適正利用を図るため、現地巡回業務及び観光客等への環境意識啓発活動を行う専任の職員(会計年度任用職員)として「富士山レンジャー」を設置(全国公募により採用)。

- ・平成17年6月1日付けで2名採用
- ・平成17年7月1日活動開始
- ・平成20年4月1日付けで2名増員し、4名体制とした。
- ・平成26年4月1日付けで3名増員し、7名体制とした。

(5) 富士山における利用者負担制度について(世界遺産富士山課)

平成26年に、富士山の環境保全や登山者の安全確保を図るため、五合目から山頂を目指す登山者を対象に、山梨と静岡両県が実施主体となり、任意にて協力いただく「富士山保全協力金」の受け付けを始めました。いただいた協力金は、各県が基金を設置して、本制度の目的にかなった事業に充てています。

○制度概要

- ・金額 基本1,000円(子供や障害者等は協力頂ける範囲の金額)
- ・実施期間 登山道開通期間
- ・受付方法 現地での受付(受付場所:富士スバルライン五合目等)、インターネットやコンビニエンスストアでの事前受付
- ・用途 富士山の環境保全に関する事業(トイレの新設・改修等)、登山者の安全確保に関する事業(救護所の新設・拡充等)、富士山の普遍的価値の情報提供に関する事業

○実績(令和4年度)

令和4年度 協力者数 68,448人 協力金額 68,347,322円

(6) 富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドラインの周知と遵守(富士山世界遺産センター)

青木ヶ原樹海等の原生的な自然環境を保全しつつ持続可能な利用を図るため、エコツアー事業者、エコツアー参加者等に対する利用のルールとして、関係行政機関、エコツアー事業者などの合意の下、平成16年7月1日から施行している「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン」について、関係者の連携により、①ガイドラインの遵守、②新規参入事業者等への周知徹底、③現地検証、④ガイドラインの見直し等に取り組み、ガイドラインの実効性を担保するため「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン推進協議会」を開催しました。

- ・1回開催(令和4年12月15日 情報交換 他)

(7) 富士スバルラインのマイカー規制について(世界遺産富士山課・道路整備課)

富士山北麓の自然環境を保全するとともに、交通渋滞の解消による持続可能な観光振興の推進を図るため、平成6年度からマイカーの乗り入れ規制を実施しており、令和4年度は7月15日(金)から8月31日(水)までの連続48日間実施しました。

(8) 富士五湖の静穏の保全(大気水質保全課)

富士五湖地域は気候・風土、自然景観などが優れており、日本の代表的な観光地、保養地として発展してきました。それは、その清らかな湖水、自然とふれあえる湖畔、そして何よりも自然の静けさが人々を魅了してきたためです。この貴重な財産を保全し、後世に残していくことは我々の責務であり、また、その活用について調整を図り、多くの人々が快適に自然を利用できるようにすることが必要です。

しかし、昭和60年頃から、モーターボート等の騒音苦情が数年来引き続き寄せられ、保養地に不可欠の静穏な環境を著しく阻害するなど環境資源、観光資源としての基盤に影響する状況となりました。このため、県は静穏の保全を目的とした「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」を昭和63年12月に制定し、平成元年4月1日から施行しました。

条例の施行から25年目となる平成25年6月には、富士山が世界遺産に登録されました。その登録に先立ち、イコモス(世界遺産委員会の諮問を受けて世界遺産の登録に関する答申等を行う国際的な非政府組織)から、「富士五湖においては相当な数量の動力船及びジェットスキーが湖の平穏な環境を阻害している」との勧告があったことや、地元自治体などからも制度改正の要望があったことを受け、平成26年3月に条例を改正して「航行の届出制度」等の新たな仕組みを導入し、自然と調和した富士五湖の適正利用を

より一層推進していくこととしました。

この条例は、次の5つの柱で構成されています。

①航行の制限	船舶安全法で検査が必要な動力船は航行制限時間(午後9時から翌日の午前7時までの時間、ただし、河口湖では7月1日から9月15日までは午前6時まで)に航行してはならないこと(ただし、公用、災害時、祭礼、漁業その他知事が許可した場合を除く)。
②船舶の届出	富士五湖(西湖・本栖湖を除く)に船舶を乗入れようとする所有者は、騒音防止方法(対策)等必要な事項を記載した届出書に船舶検査証書の写しを添え、山梨県知事に事前に届け出なければならないこと。また、届出を受理した時には届出済証を交付するので、見やすい場所に表示すること。なお、船舶の届出に係る事務は、山中湖村及び富士河口湖町で行っている。
③規制基準の遵守	船舶の航行時の騒音が規制基準(航行中の船舶の騒音が湖畔で5秒間以上連続して70デシベル)を超えてはならないこと。
④航行の届出	富士五湖(西湖・本栖湖を除く)に船舶を乗入れようとする所有者は、乗入れる湖、時期、日数等必要な事項を記載した届出書に船舶検査証書の写しを添え、乗入れる年度毎に、山梨県知事に事前に届け出なければならないこと。また、届出を受理した時には届出済証を交付するので、見やすい場所に表示すること。なお、航行の届出に係る事務は、山中湖村及び富士河口湖町で行っている。
⑤富士五湖環境監視員	富士五湖の静穏の保全についての指導、啓発を行うため監視員を設置すること。

※本栖湖・西湖は全域が自然公園法の規定による乗入れ規制地区に指定されており、許可船を除き、動力船の乗入れができません。

船舶の届出状況(届出市町村別・令和4年度届出分)

船舶種別	届出者住所		受付町村		総計
			山中湖村	富士河口湖町	
モーターボート	県内	受付町村に居住	4	8	12
		上記以外	4	9	13
	県外		19	100	119
	小計		27	117	144
水上オートバイ	県内	受付町村に居住	2	3	5
		上記以外	10	8	18
	県外		278	137	415
	小計		290	148	438
合計	県内	受付町村に居住	6	11	17
		上記以外	14	17	31
	県外		297	237	534
	小計		317	265	582

条例の一部改正(H26.8.1 施行)により、西湖・本栖湖が届出対象から除外されたため、区分は次のとおり。

- ・山中湖村: 山中湖
- ・富士河口湖町: 河口湖、精進湖

(9) 富士山の総合保全対策に関する研究(富士山科学研究所)

富士山は日本一の標高を有し、山麓から山頂に至るまでの大きな標高差は、様々な自然環境を造り出していますが、近年は、山麓部を中心にして自然環境が大きく変化し、多様な自然生態系も変わりつつあると言われています。富士山周辺の変わりつつある自然環境の変化が、自然生態系にどのように影響し、変化の実態がどのようになっているのかを調査することにより、富士山の特異で貴重な自然環境の動態とその機構を解明し、富士山の自然生態系の保護、保全に対する提言を行います。

富士山科学研究所では、富士山の総合保全対策に関わる研究を進めてきましたが、令和4年度に実施した研究は次のとおりです。

富士山研究	火山監視観測システムの富士山への最適化とその情報発信に関する研究	H30～R4
	富士火山東麓におけるテフラ層序の再考による噴火履歴の高精度化	R1～R4
	種分布モデルを基礎とした富士山の自然環境モニタリングシステムの開発	R3～R5
	富士山麓と周辺山地におけるニホンカモシカの保全生態学的研究	R3～R5
	富士山における歴史史料と火山噴出物の照合による噴火実態の解明	R3～R5
	保全メッセージが人の意識に及ぼす影響に関する研究:富士山での外来植物防除策を事例に	R3～R5
基盤研究	富士山のマグマ供給系解明に向けた基礎研究	R4～R6
	放棄草原への草刈導入とシカ除去による植物とチョウの復元に関する野外実験	R1～R4
	世界文化遺産富士山の構成資産を流れる「福地用水」の継承に関する研究	R2～R4
	抗酸化物質の摂取が富士登山者の急性高山病症状軽減に及ぼす影響	R2～R4
	富士山にかかわる自然災害の防災教育支援システムの開発	R2～R4
	富士北麓におけるコウモリ類のねぐら生態および採食生態	R3～R5
特別研究	河口湖の水質浄化のための基礎的研究	R3～R6
成長戦略研究	富士山の野生動物管理に向けた生態観測ネットワークの開発	R4～R6
	火山防災マップの信頼性向上に資する数値シミュレーション技術の高度化	R2～R4
	富士山の災害対応に資する管理者向け情報共有プラットフォームの整備	R3～R5

(10) 富士山包括的保存管理計画(世界遺産富士山課)

世界遺産一覧表に記載された「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」は、富士山信仰の対象となった富士山域をはじめ、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、霊地・巡礼地である風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品の源泉となった展望地点及びそこからの展望景観の範囲(以下「資産」といいます。)により構成されています。これらの範囲を含む富士山の山麓の区域は長く人々の暮らしや生業の場となり、日本の代表的な観光・レクリエーションの目的地として利用されてきた歴史を持っています。

このような性質を持つ資産の顕著な普遍的価値を次世代へと継承するためには、複数の部分から成る資産を「ひとつの存在(an entity)」として一体的に管理するとともに、観光・レクリエーションに対する社会的要請と顕著な普遍的価値の側面を成す「神聖さ」「美しさ」の維持との融合を図る「ひとつ(一体)の文化的景観(a cultural landscape)」としての管理手法を反映した保存・活用の基本方針・方法等を定める必要があります。

そのため県は、静岡県、関係市町村及び国等とともに、資産並びにその周辺環境を対象として、平成28年1月に既存の包括的保存管理計画を改定し、保存管理・保全のための事業に取り組んでいます。

1-2 優れた景観の保全

富士山の景観保全のため、令和4年度には次の事業等を実施しました。

(1) ゴミ対策(世界遺産富士山課、富士山世界遺産センター)

① 富士山五合目～山頂のごみ投棄への対応

富士山クリーン作戦の実施((公財)富士山をきれいにする会、昭和37年～)

- ・9月9日実施、226名参加、収集量80kg

② 山小屋による事業系一般廃棄物の適正処理

富士山吉田口環境保全推進協議会(山小屋経営者の自主的団体、平成14年12月～)

- ・山小屋からの全ての排出ごみの持ち降ろしの徹底により適正な処理を実践。

③ 山麓部の不法投棄等防止対策

富士山麓環境美化推進ネットワーク

- ・山麓部におけるごみの監視を強化するため、民間企業、NPO法人等、53団体約5,000人で構成する「富士山麓環境美化推進ネットワーク」を組織し運営。(平成16年5月19日「富士山麓不法投棄防止ネットワーク」として発足。平成17年6月14日現行のとおり改称)
- ・構成員が日常業務の中で投棄物の発見や不審車両の通報、啓発活動に協力。
- ・冬タイヤへの換装を行う時季に自動車関連団体等の協力を得て、道の駅富士吉田で不法投棄防止啓発キャンペーンを実施(11月12日)
- ・ネットワーク会議の開催(3月14日)

(2) その他の事業(世界遺産富士山課)

その他、富士山の景観保全のため、次の補助事業等を実施しています。

○ 富士山美化清掃活動への助成

- ・(公財)富士山をきれいにする会への補助金
- ・富士山及び周辺美化推進協議会への補助金

○ 富士山吉田口下山道七合目公衆トイレ維持管理運営協議会負担金